

きものマエストラ育成カレッジ規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当講座の名称は「きものマエストラ育成カレッジ」（以下「育成カレッジ」という。）と称する。

(所 在 地)

第2条 育成カレッジは、その事務局を東京都千代田区丸の内 1-2-1 東京海上日動ビルディング新館 6階に置く。

(対 象)

第3条 育成カレッジは、日本和装が考える「きもの講師」を育成するものとし、日本和装の修了生を対象とする。

第2章 目 的

(目 的)

第4条 育成カレッジでは、着付けの技術指導はもちろん、所作やコーディネートなど、きものプロとして、着る楽しみを伝え、教えられる人を育成することを目的とし、以下の知識の習得を行う。

- (1) 日本和装が考える「きもの講師」について
- (2) 指導者になるため
- (3) 教室説明会の意図・カリキュラムの流れと意図
- (4) 帯・きもの選ばせ方・コーディネート
- (5) きもの全般的な知識
- (6) その他、前条の目的を達するために必要な一切の知識

第3章 受 講 者

(受講資格)

第5条 受講資格は、育成カレッジの趣旨に賛同し、所定の申込書により受講の意思を表示、入学試験に合格した者がその資格を得る。なお、受験料は、5,250円（税込）とする。

(受講費用)

第6条 前条の入学試験に合格した者で、入学の意思を表示することにより、約3ヵ月間の育成カレッジの受講を可能とする。

なお、育成カレッジの約3ヵ月間の授業料は無料であるが、セミナー時に提供される弁当代は、実費負担となり、また、任意参加で実施される研修の合宿に係る交通費・宿泊費も、実費負担となる。

(認定試験)

第7条 育成カレッジを修了した者は、「きものマエストラ認定試験」を受験することができる。なお、受験料は、31,500円(税込)とする。

未受験者及び不合格者は入学試験免除で、再度育成カレッジを受講し、認定試験を受験することができる。また、育成カレッジを受講せずに、教授推薦を受けて認定試験を受験することもできる。

(認定証)

第8条 「きものマエストラ認定試験」に合格後、合格者本人の申請により「きものマエストラ認定証」が発行される。なお、認定証発行費用は、210,000円(税込)とする。

「きものマエストラ認定証」は、認定試験に合格したことを証明するものであり、日本和装のきもの講師としての採用を保証するものではない。

ただし、日本和装のきもの講師になることを希望し、教育実習や局面接を受ける際には、認定証が必要となる。

(退学手続き)

第9条 受講者登録の抹消を希望する受講者は、事務局に登録抹消に係る届を提出し、登録を抹消することができる。

(資格喪失)

第10条 受講者が次の各号のいずれかに該当した場合、事務局からの通告により受講者の資格を失うものとする。

- (1) 育成カレッジ及びその受講者の名誉を著しく傷つける行為があったと認められたとき
- (2) 重い刑事上の罰則を受けるなど、事務局が受講者として不適切と認めたとき
- (3) 受講者相互の和を乱したり、守秘義務に反するなど、育成カレッジの趣旨に反する行為をしたとき
- (4) 暴力団等の反社会的勢力に属する者及び、それらと親しい間柄の者との関係が明らかになったとき

(提 案)

第 1 1 条 受講者は育成カレッジの行う活動について、事務局に対して提案、要望を伝えることができるものとする。

第 4 章 事 務 局

(構 成 員)

第 1 2 条 育成カレッジの事務局長は、梅田みゆきがこれを務めるものとする。

第 5 章 守 秘 義 務

(守 秘 義 務)

第 1 3 条 受講者は育成カレッジの活動を通じて知り得た他の受講者の固有情報を育成カレッジの趣旨に反して利用しないものとし、また育成カレッジの健全な運営に必要な守秘義務を負うものとする。

第 6 章 雑 則

(改 廃)

第 1 4 条 この規約の改廃は、事務局がこれを行う。

付 記

平成 23 年 7 月 12 日制定